

# 健康案内

## 検診

健康課 ☎194-0013、  
原町田5-8-21、健康  
福祉会館内、☎725・  
5178)

## 基本健康診査 子宮がん検診

町田市医師会の協力で実施する  
ものです。  
対象 町田市民で勤務先等で健

診の機会のない、基本健康診査は18歳以上の方、子宮がん検診は20歳以上の女性の方

受診期間 基本健康診査は原則として誕生日とその翌月、子宮がん検診は通年(とちらとも年度内1回)

受診方法 健康手帳(お持ちでない方には病・医院で交付します)、保険証等をお持ちになり、病・医院の一般診療時間内に受診して下さい。

健康課に申し込む必要はありません。

検診日時が決められている病・医院がありますので「注意下さい」。

会場 町田市医師会加入の実施病・医院(必要な方には病・医院

の一覧表を送付します。健康課までご連絡下さい。なお、一覧表は町田市ホームページからもご覧になれます)

町田市民病院は、一次検診の実施機関ではありません。

### 【基本健康診査】

検診内容 必須診査(全ての方に実施) 問診 理学的診察 血圧測定 尿定性検査 血液検査(正確な検査数値を出すために空腹時にお受け下さい) 選択診査(医師の判断で選択的に実施)

心電図検査 眼底検査 血糖検査 胸部レントゲン撮影 介護予防検診(65歳以上の方) 基本チ

ェックリスト 血清アルブミン検査 反復唾液嚥下テスト 肝炎ウイル

ス検査(40歳以上の方) 肝炎ウイル

ス検査は受診要件がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

40歳以上の寝たきりの方は医師が訪問して診査します。かかりつけ医にご相談下さい。

費用 無料(ただし、定められた検査以外の検査、治療及び投薬に要する費用は自己負担)

【子宮がん検診】  
検診内容 問診、視診、内診、検体採取検査(頸部)

子宮筋腫等で子宮手術を受けた方は、細胞が採取できない場合があります。事前に医師と相談のうえ、検診を受けて下さい。

費用 1,000円  
支払方法 受診する際に病・医院に現金でお支払い下さい。

【非負担者について】  
次の方は無料となります。

福医療証をお持ちの方  
老人保健法医療受給者証をお持ちの方

高齢受給者証をお持ちの方  
市民税非課税世帯の方  
生活保護受給世帯の方  
病・医院の窓口で渡される受診票で、当日、負担・非負担の届け

## 成人歯科健康診査

対象 健診日に40~65歳の町田市民(年度内に1回受けられます)

内容 問診、虫歯・歯周疾患の診査、歯列咬合・粘膜・顎関節症・口腔清掃状態のチェック、予防指導

費用 400円  
申し込み 協力歯科医院に直接お申し込み下さい。

健康手帳をお持ちの方は「持参下さい」。

【非負担者について】  
次の方は無料となります。

市民税非課税世帯の方  
生活保護受給世帯の方  
病・医院で渡される受診票で当日負担・非負担の届け出をして下さい。



## 健康づくり

### 健康づくり講習会

### ダイエットヘルシー 6日間コース

健康課 ☎725・5178  
肥満は糖尿病等の生活習慣病を引き起こす危険因子です。統計上、体格指数BMI(体重kg÷身長m÷身長m)が22の時、最も病

気にかかりにくいと出ています。BMIが25以上の方を対象にダイエットヘルシーコースを右下表の日程で行います。

対象 血液検査結果がわかる健康診査結果票をお持ちの方で全回参加できる方

### 健康づくり講習会日程表

日	時	内 容
5月10日(水)	午後1時10分~4時	・医師の講話「肥満と生活習慣病」 ・栄養士の話「ダイエット作戦」
5月17日(水)	午前9時30分~午後0時20分	・調理実習
5月24日(水)	午前または午後(予約制)	・個別相談「私の改善点と目標」
5月31日(水)	午後1時30分~4時20分	・運動の話と実技 ・グループワーク
6月28日(水)	午後1時30分~4時	・運動の話と実技 ・グループワーク
7月26日(水)	午後1時30分~4時	・休養について ・1か月を振り返って、何食べる?

## 糖尿病予防教室

健康課 ☎725・5178  
糖尿病は放置すると失明や腎不全、壊疽など怖い合併症を起こす危険があります。しかし、食事や生活に気をつけることで十分自己管理もできます。この機会に受講してみませんか。

対象 基本健康診査等で「糖尿病」「血糖値が高い」等の指摘を受けたことのある方

日時 4月24日(月) 午前9時50分~正午

会場 健康福祉会館

内容・講師 糖尿病とはどんな病気か、保健師、試食、食事療法の基本と食品交換表について、栄養士

定員 10人(申し込み順)  
持ち物 基本健康診査の結果  
申し込み 電話で健康課へ。

## 新たな介護サービスがスタート

平成18年度から20年度を計画期間とする町田市の介護保険事業計画に基づいた新たな介護サービスのサービスがスタートしました。

今年度からは、介護保険法の改正により、今までの保険給付に加えて、介護予防を重視したサービスや地域に密着した高齢者への支援など新たな事業が展開されます。

介護保険料の改定については後日の広報紙でお知らせします。

4月からの認定区分と被保険者証の改定について

要介護認定の区分が7つに要介護認定の区分が「要支援1・2」と「要介護1~5」の7区分に変わりました。

なお、今までの認定区分は、介護認定の有効期限までそのまま使用できます。

新しい被保険者証を送付する予定です。昨年度末(3月31日)に被保険者証の有効期限が満了する方へ新しい被保険者証(水色)をお送りしました。今回から被保険者証の有効期限を設けていませんので、大切に保管して下さい。

なお、認定区分の変更により、今までの「要支援」は、次の要介護認定があるまで「経過的要介護」と表記されています。

4月からの新たなサービス

新予防給付  
要介護状態になることを防止  
介護予防の訪問介護、通所介護など

介護給付  
施設サービス  
特別養護老人ホーム、老人保健施設など  
在宅サービス  
訪問介護、通所介護など

地域支援事業  
要支援・要介護状態になることを防止  
筋力向上トレーニング、介護予防型通所介護、訪問指導、わくわく介護予防教室、食の自立支援など

地域包括支援センター  
地域支援事業・地域包括支援センターは ☎724・2140

新予防給付・地域密着型サービス・要介護認定は ☎721・3110  
高齢者福祉課  
被保険者証は ☎721・3110

地域密着型サービス  
住み慣れた地域で、夜間の訪問介護や認知症対応型の通所介護、グループホームなど、地域のニーズに合った多様なサービスが提供できるような整備していきます。

詳細については、今後の整備に合わせてご案内していきます。

地域支援事業  
要介護認定において非該当となつた方や町田市の基本健康診査を受診された高齢者などを対象に、筋力向上トレーニングや食の自立支援など介護予防のためのプログラムを実施します。

地域包括支援センター  
各地区に一つの地域包括支援センターを設置し、地域に密着したサービスの拠点として、皆さんの総合的な相談窓口となります(各地区の地域包括支援センターは、3月21号広報まちだ8ページをご覧ください)。

主な業務内容は次のとおりです。

・介護保険に係わらず、高齢者やご家族に対する総合的な相談・支援の窓口になります。

・介護予防のケアプラン作成など、介護予防のためのケアマネジメントを行います。

・高齢者の虐待防止や早期発見、権利擁護事業を行います。

・ケアマネージャへの支援や関係する機関とのネットワークを作ります。

高齢者福祉課  
被保険者証は ☎721・3110

新予防給付・地域密着型サービス・要介護認定は ☎721・3110

地域支援事業・地域包括支援センターは ☎724・2140

新予防給付・地域密着型サービス・要介護認定は ☎721・3110

地域支援事業・地域包括支援センターは ☎724・2140

## ご利用下さい 市業度 町中融

市内の中小企業者または、市内で新たに事業を始める中小企業者が事業資金や開業資金を調達するため、市と取扱金融機関との提携及び信用保証機関の協力により実施するものです。

取り扱いは次の金融機関の町田市内にある支店等で行っています。

取扱金融機関 八千代・横浜・三井住友・みずほ・東京都民・りそな・東日本の各銀行、城南・横浜・芝の各信用金庫、町田市農業協同組合

金融機関、信用保証機関の審査により、融資できない場合もあります。

問 経済振興課 ☎724・2129

### 町田市中企業融資制度概要

融資の種類	融資限度額	融資利率	融資期間・返済方法	保証人
運転資金	1,000万円	年利2.2%(1.5%)	5年以内(6か月の据置期間を含む) 割賦返済	法人は代表者個人の連帯保証が必要
設備資金		年利1.8%(1.8%)	7年以内(6か月の据置期間を含む) 割賦返済	
バリアフリー化整備資金	500万円	年利2.0%(1.5%)	7年以内(12か月の据置期間を含む) 割賦返済	
環境改善整備資金		年利2.2%(1.5%)	5年以内(6か月の据置期間を含む) 割賦返済	

バリアフリー化整備資金、環境改善整備資金及び緊急資金は他の資金と重複して申し込みができます。融資資格確認書を発行しますので、事前にご相談下さい。この制度は、信用保証機関(東京信用保証協会)の保証が必要です。また、信用保証機関の指示により上表のほかに保証人を要することもあります。信用保証料の約1/2を5万円を限度(バリアフリー化整備資金及び環境改善整備資金は全額)として融資時に補助します。また利子については( )内の利率による額を年2回に分けて補助します。